

平成20年12月第12回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成20年12月15日第12回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 穴戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企 画 財 政 課 長	森 忠 則
税務課長	日 下 初 夫	町 民 生 活 課 長	岡 元 継 男
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 仁 志	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男	上 下 水 道 課 長	清 野 博 文
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	水 野 孝 一	わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	作 間 行 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎	教 育 長	鈴 木 光 範
学 務 課 長	齋 藤 良 一	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 敏 夫
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 所管事務調査の報告
- 日程第 3 議案第62号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第64号 平成20年度亶理町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第65号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第 7 議案第66号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予  
算(第2号)
- 日程第 8 議案第67号 平成20年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第  
2号)
- 日程第 9 議案第68号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第10 議案第69号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算(第3  
号)
- 日程第11 議案第70号 委託契約の締結について(平成20年度中央第3ー  
1号雨水幹線電気通信線路設備移転工事)
- 日程第12 議案第71号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
町デイサービスセンターおおくま荘)
- 日程第13 議案第72号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
町デイサービスセンター鳥の海荘)
- 日程第14 議案第73号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
町ほのぼの園)
- 日程第15 議案第74号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
町ゆうゆう作業所)
- 日程第16 議案第75号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
町荒浜漁港フィッシャリーナ)
- 日程第17 議案第76号 公の施設における指定管理者の指定について(逢隈

駅東自転車等駐車場)

日程第18 議案第77号 公の施設における指定管理者の指定について(浜吉  
田駅西自転車等駐車場)

日程第19 議案第78号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
駅西自転車等駐車場)

日程第20 議案第79号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
駅東自転車等駐車場)

日程第21 議案第80号 公の施設における指定管理者の指定について(亶理  
駅東駐車場)

日程第22 報告第6号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前9時58分 開議

議長(岩佐信一君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 熊澤 勇議員、3番  
鞠子幸則議員を指名いたします。

議長諸報告

議長(岩佐信一君) 次に、諸般の報告をいたします。

第1、教育福祉常任委員会から、所管事務調査報告書2件を受理しておりま  
す。また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付の  
とおり「議員派遣結果報告書」が提出されておりますので報告します。

第2、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 所管事務調査の報告

議長（岩佐信一君） 日程第2、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

教育福祉委員会委員長から報告願います。委員長、登壇。

〔教育福祉常任委員会委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

教育福祉常任委員会委員長（佐藤アヤ君） 報告書を読み上げまして報告といたします。

所管事務調査報告書。

本委員会は調査中の案件について、下記のとおり調査したので報告いたします。

記。1、調査事項、学校給食センターについて。

2、調査年月日、平成20年11月6日（木）。

3、調査地、仙台市野村学校給食センター。

4、出席委員、委員長 佐藤アヤ 副委員長 鈴木高行 委員 鞠子幸則 委員 高野孝一 委員 高野 進 委員 安細隆之。

5、調査の目的。本町の給食センターは、昭和48年の建物で（35年経過）、かなり老朽化し設備的にも能力低下が著しく、給食業務に少なからず影響が出ているようである。

アレルギー問題は、現代社会の問題でもあり、食物アレルギーは、年々増加傾向にある。

学校給食施設整備事業として、給食センターを整備する上で、アレルギー対策のための調理室も含め、十分検討する必要があるという観点から、平成20年4月、仙台市で初めて食物アレルギーに対応した学校給食がスタートしたので、仙台市野村学校給食センターを調査した。

6、調査地の概要と調査内容。野村学校給食センターは、老朽化した旧野村学校給食センターの代替施設として、泉区野村地区内にPFI（民間資金活用によ

る社会資本整備)手法により整備された施設であり、平成20年4月に稼働した。

事業者である野村給食PFI株式会社は、BOT方式で建設、保守、調理、配送等を行い、15年後に仙台市に移管する。15年間の契約は99億8,000万円である。献立と食材調達は仙台市が行っている。

仙台市では、約1,800名(2.2%)の食物アレルギーを有する児童生徒がおり、これに対応した給食の提供が求められていたことから、仙台市内の学校給食センターとしては、初めての食物アレルギー対応食専用調理室を備えた施設がつけられた。泉区内の対象校、小学校18校、中学校8校、計26校に対し、毎日約1万食の学校給食を提供するほか、食物アレルギーを持つ児童生徒一人一人に対応し、アレルギー物質を含む食品を除去して調理し、氏名やアレルギーが書かれた容器に入れて各学校に配送する。食物アレルギーの対応食として約20食の提供(最大150食提供可能)を行っている。

7、委員会の所見。食物アレルギー対応食専用調理室を含め、対象児童生徒に提供するためのランニングコストやスタッフ、設備等の費用等を考え、PFI方式等も視野に入れて、早期建設を検討すべきである。また、業務運営においては、太陽光エネルギーの採用、地元人材の活用など効率的な運営が必要である。管理体制面では、保護者・児童・学校の連携と医師の指導等、具体的なマニュアルを作成し、保護者の理解を得る必要がある。

以上で報告といたします。

続きまして、もう1件報告をいたします。

報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会は調査中の案件について、下記のとおり調査したので報告します。

記。1、調査事項、中央児童センターの建設について。

2、調査年月日、平成20年11月6日(木)。

3、調査地、大崎市三本木児童交流センター。

4、出席委員、同じですので省略いたします。

5、調査の目的。亘理児童クラブは、19年度までは、亘理小学校の西校舎を利用して、留守家庭の児童を対象に行ってきたが、危険建物ということで、亘理小学校の屋体で2年間対応することになった。児童の安全・安心面から、亘理町中

中央児童センターを建設することになったことから、平成20年4月、開設された三本木児童交流センターを調査した。

6、調査地の概要と調査内容。三本木地域は、幼児・児童を取り巻く教育の環境が悪くそれを解消し、住民のニーズに応えるために、幼保一元化施設として三本木子育て支援総合施設ひまわり園と三本木児童交流センターが建設された。

三本木児童交流センターは、児童の居場所を確保する観点から整備された施設で、床面積695.6平方メートル、バリアフリーで多目的ホール、創作活動室、中・高校生を対象としたスタジオ、トレーニングルーム、図書室兼パソコン室等がある。立派な施設で地域性を活かした取り組みを行っている。

7、委員会の所見。平成22年4月に開設する亙理町中央児童センターは、保護者のニーズに応えることが大切である。特に待機児童の解消と、4年生から6年生まで対応するスペースの確保をするとともに、人的スタッフの配置、臨時職員の待遇など十分考慮すべきである。運営にあたっては、児童・保護者の意見を十分反映させ、児童クラブと自由来館の目的をはっきりさせることが必要であると考える。

以上で報告といたします。

議長（岩佐信一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。2件の報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって教育福祉常任委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

### 日程第3 議案第62号 亙理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第62号 亙理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第62号 亘理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年度から新たに町民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金についての改正でございます。平成20年度の税制改正において地方税法の一部が改正され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようになったわけでございます。

これを受けまして、個人町民税とあわせて課税される個人県民税については、県税条例において定められることから、県は9月の定例議会、10月16日の日に可決があったわけでございますが、県税条例を改正して県民税の寄附金税額控除の対象を指定したところでございます。

改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則及び県税条例に倣いまして改正を行ったところでございます。

亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項に次の1号を加える。

第3号として、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金を加える規定でございます。所得税法第78条第2項第2号及び第3号の規定とは、公益法人など公益を目的とする事業を行う法人で、所得税法施行令で定めている法人のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するものでございます。所得税法施行令で定めている法人とは、独立行政法人、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人などでございます。

県内では、別紙、お手元の資料でございます。このとおり250団体・事業所がございます。これらの団体・事業所に寄附をした場合は、個人の町県民税が寄附金税額控除の対象になるわけでございます。

町内の社会福祉法人として、日就会、ユニケアと亘理町社会福祉協議会の3法人がございます。また、公益信託に関する法律第2条第1項の規定により、教育または科学の進歩、文化の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に寄与する目的で宮城県の許可を受けたものに支出する場合は、寄附金税額控除の対象となる



わけでございます。現在、県内には該当する事業所はございません。

附則の第1項としまして、施行日は平成21年4月1日からでございます。

第2項の経過措置としまして、改正後の新条例は、平成20年1月1日以後の寄附金について適用する規定でございます。

第3項としまして、租税特別措置法に規定している認定特定非営利活動法人、NPO法人でございますが、これらに寄附をした場合の寄附金税額控除の特例の読みかえ規定でございます。現在、県内には該当事業所はございません。

以上で議案第62号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を

改正する条例についてご説明を申し上げます。

亘理町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというので、参考資料として新旧対照表の資料がございますので、税条例の裏側になっております、裏面になっておりますので、そちらを参考にしながら説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の方の現行、改正案ということで、右、左というふうになります。現行での第5条につきましては、出産育児一時金でございます。改正内容については、出産育児一時金を「35万円」を改正案は「38万円」に改めるという内容でございます。

議案書に戻っていただきたいと思っております。

附則ということで、1項施行期日ということで、この条例は平成21年1月1日から施行する。

2項適用区分、この条例による改正後の亘理町国民健康保険条例第5条第1項の規定は、施行日以後の出産育児一時金から適用し、施行日前の出産育児一時金については、なお従前の例によるという内容でございます。この改正の理由でございますが、健康保険法施行規則の一部を改正する政令が12月12日に公布されたことによりまして、平成21年の1月1日から施行されることに伴いまして、一定の出産に係る事故について補償金の支払いに備えるための仕組みとして、産科医療補償制度、この制度は1件3万円の保険料がかかるというふうな制度でございます。これが開始されることに伴い出産費用の上昇が見込まれることから、出産育児一時金等の支給額を見直すための改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点目ですね。今回の条例改正は、一応説明はありましたがけれども、産科医療補償制度に基づくものであります。それで伺いますけれども、出産育児一時金受領委任払いが21年1月から始まります。それとの関連で、これまでの支払い方法、1月からの支払い方法がどうなるのか、説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 支払い方法につきましては、現在、12月までは出産貸付制度、要するに出産育児一時金35万円を全額出産1カ月前から貸し付ける制度、または出産後、直接役場の方の窓口で受領していただくという申請の2方式でございます。

今度、来年の1月からは、今鞠子議員さんがおっしゃるように、病院受領委任払いの要綱を設定させていただいて、21年の1月1日から施行するというところでございますので、今回の38万円に引き上げた1月1日以降に出産する方ですね、病院の方で受任を依頼していただきたいという場合は、申請に基づいて医療機関の方から役場の方に本人を経由していただき申請していただきますと、分娩費用の相当額の38万円を支払われるという仕組みが一つと、従来どおりの出産後の請求での支払い分、そして貸付制度についても、やはり利便性があるということで、満額を貸し付けしておりますので、貸付制度も1月1日以降も存続するというので、住民の方にとっては、利用される方にとっては非常に利用しやすい仕組みになっているというふうな状況でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今説明ありましたがけれども、互理町の国民健康保険、出産費貸付制度があります。受領委任払制度が1月から始まると、恐らく借りる人はそんなに、少ないと思うんですね、改めて借りる人はね。医療機関でまた後に払う必要ないんですからね。そうしますと、貸付制度の有効性はどうなるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 出産育児一時金につきましては、あくまでも医療機関に払う分娩費用だけというふうな考え方ではなく、その他の諸経費についても含まれている解釈がございます。そういうことから、今後の動向を見ながら貸付制度が相互に必要であれば、やはり利便があるというふうな状況であれば、継続させていただきたいというふうに考えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう1点だけ。厚生労働省は、12月12日の社会保障審議会医療保険部会で、出産育児一時金について2009年、来年ですね、来年の10月から2011年

の3月までの暫定措置として「38万円」を「42万円」に引き上げるという方針を明らかにしました。ただし、財源については、3分の1は保険料で負担していただきたいと。これについては、この審議会で自治体や健保組合の代表からかなり厳しい批判があったと。当初は全額国庫負担ということで、話が違うんでないかという批判があったということでもあります。

それとの関連で、もし42万円に国の方で引き上げた場合は、また条例改正が必要になるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第4号）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第64号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第64号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亘理町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,693万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,265万4,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

初めに、歳出の方、ご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

歳出でございますけれども、全般的な款におきまして、職員の人件費、人事異動等見直しを行いまして、約2,580万円ほどの減額補正を行っております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

総務費関係でございますけれども、農業委員会委員選挙費、それから宮城海区漁業調整委員会委員選挙費、それぞれ選挙が実施されませんでしたので、317万1,000円、それから59万2,000円の減額補正をやっております。

続きまして、22ページ、23ページでございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の816万9,000円でございますけれども、これにつきましては、国民健康保険の特別会計の関係の251万8,000円減額、これが主なものでございます。

それから、3目の老人福祉費450万5,000円の主なものでございますけれども、亘理町介護保険特別会計の繰出金374万7,000円、それから長寿社会対策費100万円、これらが主なものでございます。

次のページ、24ページ、25ページです。

4目介護予防拠点施設費347万8,000円の補正でございますが、これは介護予防拠点施設の管理経費に若干不足を生じておりますので補正をしております。

それから、7目障害者福祉費410万6,000円の補正でございますが、これにつきましては心身障害者の関係の医療費の助成に不足を生じる予定でございますので補正をしております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の1,303万9,000円の補正でございますけれども、主なものは乳幼児医療費助成の1,100万円の補正が主なものでございます。

続きまして、26、27ページでございます。

3目の保育所費572万3,000円の追加でございますけれども、保育所管理経費の関係で、燃料光熱水費、燃油高騰の影響で補正をせざるを得ないということで252万9,000円が主なものでございます。

それから、4目の児童措置費288万円の補正でございますけれども、これにつきましては、児童手当の精査による確定等の288万円ということでの補正でございます。

続きまして、30ページ、31ページに飛んでください。

6款農林水産業費1項4目農業振興費10万9,000円。額は少ないんでございますけれども、これにつきましては、園芸施設省エネ対策事業の補助金でございます。

それから、6目の農地費25万円の補正でございますけれども、農業施設安全管理対策事業の補助金25万円が主なものでございます。

3項水産業費、次のページに入ります。1目水産業振興費40万円の補正でございますけれども、さけふ化場建設に係る水質調査業務委託関係が主なものでございます。

7款商工費1項3目観光費192万円の減額補正でございますけれども、これにつきましては、観光施設整備基金積立金、これは入湯税の関係でございましたけれども、192万円の減額が主でございます。

それから、4目企業誘致対策費8,130万4,000円でございます。この対策費につきましては、9月補正でもお願い申し上げましたが、今回それらの委託料関係、開発協議のための資料を作成する必要があるございますので、その委託関係、8,106万4,000円が主なものでございます。

それから、8款土木費、ページをお開きください、34ページ、35ページ。

4項2目公共下水道費2,143万4,000円の減額補正でございますけれども、これにつきましては、公共下水道事業特別会計の繰出金が減額になっております。

それでは、ずっと飛びまして、38ページ、39ページ。

10款教育費 5項 2目学校給食費321万1,000円の補正でございますけれども、内容的には40ページ、次のページになります。燃料光熱水費、先ほど保育所の方でもご説明申し上げましたけれども、不足が生じるということで300万円の補正が主なものでございます。

それから、11款災害復旧費 1項 1目農林水産施設災害復旧費の471万7,000円でございますけれども、これにつきましては、8月末の雨によります林道施設、一ノ坂林道でございますけれども、災害復旧費305万7,000円が主なものでございます。

以上が歳出でございます。

10ページの方にお戻りください。

歳入でございます。1款町税 1項町民税1,500万円、それから固定資産税1,300万円、当初予算の額より増額見込めますので、それぞれ計上しております。

それから、7目の入湯税、これにつきましては、わたり温泉の減額分、それから健康センターの増額分、相殺しまして224万8,000円の減額となっております。

9款の地方交付税2,780万5,000円ということで、今回調整の財源ということで地方交付税を補正しております。

12款使用料及び手数料118万円の補正でございますけれども、これにつきましては、介護予防拠点施設の関係の使用料でございます。

13款国庫支出金、次のページお開きください。

1項 1目民生費国庫負担金220万8,000円の補正でございますけれども、これにつきましては児童手当の国庫分でございます。

それから、14款県支出金 2項 2目民生費県補助金618万4,000円の補正でございますけれども、これにつきましては、心身障害者医療費助成の関係、それから乳幼児医療費補助金、それから放課後児童健全育成の関係の補助金が主でございます。

それから、10目の災害復旧費県補助金、先ほど申し上げました一ノ坂林道関係の災害復旧のための補助金ということで141万9,000円が主なものでございます。

それから、次のページに行きます。14ページ、15ページ。

16款寄附金143万8,000円でございますけれども、読み上げます。岩沼市桜四丁

目3-3、木村拓也様から1万円、亙理町字新町41-11、佐々木みね様から10万円、このお二人につきましては学校整備ということの基金の方に積み立てを予定しております。それから、東京都品川区中延三丁目8-2、鈴木周三様より30万円、東京都港区白金台三丁目14-28-102、菊池大典様より1万8,000円、神奈川県横須賀市田町五丁目1、石川玉吉様より1万円、これは3名の方につきましては観光施設の方の整備基金の方に積み立てを予定しております。それから、亙理町字上町21-1、山田良子様100万円につきましては、長寿社会対策基金の方に積み立て予定でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、5ページの方に戻っていただきたいと思っております。

第2表債務負担行為の補正でございます。学校給食センター調理等業務委託料、期間が平成21年度、限度額が5,103万円ということで、平成21年の4月から新たな学校給食業務が始まりますので、それらの関係、委託の関係、準備期間が必要でございますので、それらの債務負担を補正するというふうな内容でございます。

以上で説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 17ページですね。2款1項5目13節役場本庁舎耐震補強案等検討業務委託料でありますけれども、どういう案が考えられるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 技術的なことはちょっと若干私の方でもわかりませんが、この委託によって、その案を示していただくというふうなものでございます。どういうふうな案と申しますか、仮にこの庁舎を補強する場合、補強可能かどうか、それから補強するためにはどのような補強が必要なのかというふうな案をつくっていただくというふうな内容でございます。ですから、技術的なやつがそのことによっていろいろな方法があるかと思っておりますけれども、それらを検討していただくというふうな補正の内容でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。



3 番（鞠子幸則君） 2点目ですね。32ページ、7款1項4目、これとの関連ですけれども、本来であれば企業立地協定の締結を結んで、その上で各種協議、例えば県営かんがい排水事業、柴鳥地区の計画変更、農村地域興業導入計画の変更、農振計画の変更、環境影響調査、開発行為にかかわる協議と、企業立地協定を結んで、こういう協議を含んだ上で適正計画地の確定、測量及び開発実施計画というふうにならぬ補正予算が提言されるというふうになると思うんですけれども、改めて確認しますけれども、企業立地協定そのものは締結されているんですか。もし締結されていないのであれば、なぜ補正予算を提案するんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 確かに議員さんのおっしゃるとおりでございます。当初12月の初めに、協定を結びたいというふうなことで企業側、それから宮城県とともに一緒に協議を進めてまいりました。ただ、企業側としては、インフラ整備関係である程度の見通しを立てたいというようなことで、特に電力関係ですね、それが若干延びております。それで、町としても今回の12月補正にある程度の補正予算を組んでおかないと、実際の立地の期間まで間に合わないというふうなこともございます。議員さんの方にもご説明申し上げましたけれども、協定は結ばないけれども、きちんと亘理町に来ていただけるのかというようなことを企業側の方に申し上げまして、そういう意味での確約書をいただいたと。確約書を持って補正予算をご可決いただきまして、準備に入っていくというふうなことでございます。

いずれにしても、非常に期間が押し迫っております。準備とこれらの開発協議関係、それから柴鳥関係の問題も早急にクリアしていかないと間に合ってきませぬので、そういうことでの内容で補正を計上したわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 企業立地協定が締結されない中で、ただ確約書を交わしたんで、それに基づいて補正予算を組んだと。その確約書の詳しい内容、どういう内容なんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 確約書の内容は、要するに来年、再来年ですか、操業したい旨ですね、亘理町に来て操業していきたいというふうな内容です。

あと、そのほかの細かい分については特にございません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 歳入の部、11ページです。町税の入湯税について224万8,000円という形のマイナスという形で補正が行われております。これはわたり温泉鳥の海の入湯税と介護予防センターの健康センターの分だと思いますが、以前に決算のときもお話ししたように、介護予防センター利用客の入湯税、前に説明あったときは1日当たり利用者85というふうな話を聞いたんですが、このままではいつまでたってもこの入湯税というのは大体このくらいの線で落ちつくんじゃないかと思われま。これを何か改善する考えはございませんか。改善じゃなくて、じゃあこここのところの予算がですね、その健康センターの落ち込みで予算が落ちていくわけですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） この224万8,000円の落ち込みの原因といたしますか、これはわたり温泉鳥の海の方で283万8,000円減額です。それから健康センター分につきましては59万円の増になっております。失礼しました、内訳ちょっと言わなかったもんですから。そういうことで、鳥の海の方は減額、健康センターの方は増ということで、これはいずれにしても年度当初でございますんで、1年度目ということで、はっきりした入り込みの客は当初予算で見込みで立てておりますので、その辺の違いが生じているというふうなことでございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 32ページの水産業振興費ということで、さけふ化場建設に係る水質調査業務委託料40万円が計上されているわけですけども、何か所調査するの。それから高須賀の前回工事がストップした経過をですね、何が問題があったのか、その辺の説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 安細議員の質問にお答えします。

まず、高須賀の方の調査内容につきましては、平成19年度に行いましたけれども、まず水質につきまして18項目の水質検査が必要なんですけれども、その半分が要するにクリアしなかったと。その主な内容はマンガンと鉄ですね、それがかなり多かったということで、高須賀の場所につきましては、確かに水量、水温についてはクリアしたんですけれども、18項目、稚魚を飼育するための水質項目18項目あるんですけれども、そのうち半分以上がクリアできなかったということでございます。

2点目につきましては、今回の40万円の補正でございますけれども、今回、簡易調査ということで山手の方につきまして調査しました。皆で約30カ所ほど調査しました。その中の内容が、井戸と本抜き井戸、ボーリングした井戸を主に調査しました。その中で今回6カ所、18項目の水質調査を行うんですけれども、その内容としましては、上郡地区について2カ所、神宮寺について1カ所、あと鹿島につきまして1カ所、あと南町につきまして2カ所、ほとんどが先ほど言ったように簡易の水質調査の中ではクリアしたところと、また深井戸、ボーリングでの本抜き井戸を主体として考えて6カ所を今選定した理由でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 前回については水量調査もしたということとあわせて、今回どれくらいの水量をまず、そのさけふ化場を設置する場合、どれくらいの水量が必要なのかと、それから、今回は水質だけの調査のようなんですけれども、水量調査というのはなかなか難しいと思うんですが、その辺の調査はどのように考えているのか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） さけふ化場の建設につきましては、宮城県のさけます新プランにおきまして、阿武隈水系のプランニング的には300万匹、水量的には毎分3トンでございます。3トンといいますとかなりの量が見込まれているものと思えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 水量的には毎分3トンというと、大変な水量かなと思うんです

ね、毎分3トン。井戸水でその3トンの水量を確保するというのは、どれくらいのポンプを使う、ポンプのインチの太さっていうんだかね、積算になるのかと。それから、今の阿武隈川の水でね、あの水の部分でふ化場の建設はできないのかどうか、その辺ちょっと、まずポンプ掘ってふ化場をつくるのとあわせて、その阿武隈川の水を使ったふ化場を建設するというか、その部分については検討されたのかどうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まずポンプの件なんですけれども、ポンプとって、どういう口径で入れるかというのが出てくるんです。要するにボーリングしていった場合に口径が300なのか450なのか、それによってまず水中ポンプの大きさが決まってきます。ちなみに、今パイロットの方、イチゴの方に井戸4本ほど掘ってあるんですけれども、あそこは250ミリの口径でございます。大体今正式に100%出た場合は2トンほど揚げております。

あともう1点なんですけれども、あの阿武隈川の水を用水に使用したらいいんじゃないかというようなご質問なんですけれども、今、確かに現在鳩原の方にふ化場があります。そのふ化場で何でだめなのかということをもっと申し上げたいと思います。鳩原につきましては、阿武隈川の水を利用しましてふ化場をやっておる状態でございますが、ふ化をする時期が10月、そのときにつきましては阿武隈川の水が16度と温かく、ふ化に適さないと。そのために採卵時期が若干、採卵時期が10月からなんですけれども、ふ化場として使用する場合は11月と、上旬、中旬と40日ぐらい遅くなるよと。そうした場合、じゃあ1月になるとどうなるかといいますと、ちょうどふ化してから稚魚がちょうど成長する時期に温度が逆に今度冷たいということですから、阿武隈川の水ではちょっと難しいんじゃないかというような見解でございます。そういうことから、水を常時8度から14度以内の水であれば、まずふ化に適した水温ということで、今のところ阿武隈川の水じゃなくて井戸、そういうもので検討していつている状態でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。16番永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） ただいまの安細議員と同じことでお尋ねいたします。

高須賀の部分は水がいいということであそこへ削井したわけなんだけれども、実際揚がったら水が悪かったと、こういうことで、あそこは失敗したわけなんです。今水質をね、井戸から揚がる水を調査していいよといって利用、削井した場合に、また失敗なんかするということになっては少々困るなど。実際問題、今簡易検査だけれどもその水はいいんだよと、こういうことで、もう一度見ようと、こういうわけなんだけれども、その水を使っているいろいろ生活したりあるいは工場に利用するとかっていうぐあいに水を利用してきている人に、その水がまた検査しなきゃならないのかなっていう若干自分としては矛盾を感じるわけです。だから、前もって水が、水脈はどこを掘ったらいいかというような、そういう調査から入るべき問題じゃないのかなと、そのように感ずるんですが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 亶理町の水脈ですね、水脈の今の地質のデータというのは亶理町におきましては今のところはないんです。そういうことから、とりあえず今の水質から入っていかないと、今議員さんがおっしゃられているようにどこを掘るために、今模索しているんですけれども、地質的な文献とかそういうものがあれば、確かに議員さんのおっしゃられたように、一発でその辺を掘るような形になるんですけれども、そういうデータがないもんですからね、やり方はまずその場所にいい水がないかという形から今検討を重ねている状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 今ある井戸、使われている井戸そのものと同じ位置から水を揚げるということは、その人方に迷惑をかけるから、どうしてもそれは避けなければならない。それより深い深度で水をくみ出さなきゃならない、そういったような問題がございますので、私としては上の方で今使われている水の水質を検査してみても果たしてどうなのかなというような自分としては考えを持っているわけなんです。

だから、どういう検査をするのか、今18種類の問題を、水質を検査するんだと言うけれども、鉄分だったらね、大体コップにくんでみればね、応分大体わかり

ます。だから、どうしても深いところの水の調査というようなことで検査するような方法が最善ではないのかなと私考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今ご指摘のご質問なんですけれども、今ほとんどが井戸、深井戸、本抜き井戸と言われているところを調査しているんですけれども、その人たちは飲み水にはほとんど使用しておりません。水道等を利用して、その水を使ってるのは、池、要するにコイを飼ったり散水したり、そういうものに一部利用したりしております。また、事業所、菊池石屋さんについては石を製材するのに使用しているという状況でございますので、確かに議員さんのおっしゃられているように懸念はありますけれども、そんなに支障しないのかなと考えております。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 10ページの入湯税、先ほどのところなんですけれども、この入湯税、温泉に宴会なんかで行きましてチケットをいただくと、それでチケットをいただいとおふろに入らなかった人は、入湯税はこれ課税されているんでしょうか、されていないんでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） されてございません。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） そうするとこれ、どの時点で、おふろ入った時点で入湯税っていうのは課税される、あそこの脱衣所に入った、受付のカウンター入った時点で、のれんをくぐった時点なんですか、どの時点で課税されるんでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 一般の日帰りの方につきましてはチケットを買った時点でございます。あと、宴会等で、つまり今山本議員おっしゃいました件につきましては、5階の受付を受け付けした時点というふうなことでとらえてございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 町民の方から、宴会でお酒飲んでチケットもらったんだけど、これむだになっちゃったと、当日限り有効なんで次の日に行っても入れないという声をいただきまして、私自身もやっぱりPTAの会合かなんかでいただいたんですけども、今度わたり温泉の方のボイラーの故障かなんかで入れなかったと。その際もこのチケット、次の日だけ有効だよと。お金は宴会料金とかに含まれているのに、その日だけ有効というところ、または翌日のみ有効というのは、ちょっと何か町民の方、私も含めてちょっと納得いかない部分がありますので、その辺、今回はあれですけども、来年度あたりから見直していただければと思います。

議長（岩佐信一君） 提案された議案に対してのあれですので、答弁しますか。入湯税に関してですから、入る入らないという問題じゃなく。副町長。

副町長（齋藤 貞君） 飲食につきましてのあれは、一応サービスの一環ということで考えていますから、当日だけということで決めさせていただいています。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 28ページ、4款衛生費5目の環境衛生費なんですけれども、リサイクル奨励金が34万1,000円。今までは子供会が中心だったのが、今度は行政区などの取り組みによってふえたのかななんて思うんですけども、どこの行政区で取り組んでいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

また、あと生ごみ処理器という部分で補助金出されていますけれども、町民のごみに対する意識が向上していらっしゃるのかななんて思うんですけども、その辺についてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） ただいまのリサイクル奨励金の問題でございますが、今回34万1,000円補正させていただきますけれども、各行政区の取り組みが幾らぐらいあるのかというようなことでございますが、今私ら方で申請あったのがたしか大畑浜、一本松、あと長瀬浜、あと旭台、あと祝田西の行政区、もしくは衛生組合の方からの申請でございます。

2点目の生ごみ処理器の方なんですけれども、当初予算でいただいていたのが

20台というようなことで、やはり去年につきましては限度が14基ということで、19年度に14基、平成18年度では21基ということで、そんなにふえたり減ったり、ふえているような状況でもないにとらえております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） リサイクル奨励金なんですけれども、行政区を町民がみんなでそういうふうにはリサイクルに協力しましょうと進めていってもらいたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

議長（岩佐信一君） 答弁要らないんですね。

ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 25ページの介護予防拠点施設管理経費の委託料ですけれども、103万4,000円ですか。その内容と、あとは37ページ、小学校の施設管理費の使用料及び賃借料、減額の279万8,000円。これはちょっと内容を具体的に説明していただきたい。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 私の方から4款の介護予防拠点施設費の中の委託料についてご回答させていただきます。

今回の103万4,000円の増額の内容でございますが、当初健康センターのフロント業務というか受付業務を1人体制でやりたいということで対応したわけですが、やはり高齢者の方が利用するというのもございますので、自己管理が非常に大事だということで、やはり1人では小まめに浴場を見ることができないということで、2人体制。あと、夜間ですね、大変夜間になりますといういろいろな方がおいでいただいて、やはり防犯上の安全を確保しなくちゃならないということが発生した状況もございますので、そういうことで1人体制から2人体制に約1日当たり3時間の時間を追加させていただいたという内容でございます。

あともう1件は、朝の管理業務を職員がやっていたわけですが、職員の人件費等を考えた場合に大変厳しい財政状況でございますので、経費を軽減するために委託をしたということで、朝の業務のスタート時点、浴室の管理等について2時間追加したという内容での補正額でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 学務課長。



学務課長（齋藤良一君） 予算書の36ページの方でございますけれども、小学校学校管理費の使用料及び賃借料の減額でございますが、これにつきましては、小学校のパソコン教室のパソコン類、これがこれまでリース契約をしておりましたけれども、今年度から新たなリース契約を締結をいたしました。入札の結果、金額が当初見込みよりも減りましたので、その分を減額補正させていただくものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 小学校の管理費については了解しました。

介護予防拠点施設のこの業務体制、業務体制が変更になったための清掃委託料が出てきたと。これはいつからこの業務体制を変更したのか。そして何で今回の補正になったのか。実際は変更するのであれば、途中から変更というような考えでなくて、来年の4月から変更するとか、それまでは頑張ってくださいとか、そういうような考えを普通は持つんですけれども、そういう無理な、もう時期始まっているんじゃないかと思うんだね、この業務体制が。それで12月の補正と。何か時期が違うんじゃない、お金と業務のやっていることが。この辺についてお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 議員さんがおっしゃるように、できるだけ経費を切り詰めてやる予定で、当初の委託料で対応してきたわけでございますが、やはりいろいろな事情がございまして、やはりどうしても変更せざるを得ないということで、今回追加補正をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思えます。（「いつごろから変更してます。業務」の声あり）業務につきましては、7月当たりから対応しております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 実際に7月から業務体制に入って、支出もしてるってことですね。そういうふうになるんだと思いますけれども、事態が裏づけがないのに業務体制に入ったと、この辺は説明責任としてつくつかないか、つかないんじゃないですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 全体の業務を適正に遂行するというので、やはり突発的なこともございますので、やはりどうしても当初の見込額で執行できない場合は、今回は特に業務量的にもいろいろとわたり温泉との連携も大変必要な施設ということで、ご理解をいただきたいなというふうに考えています。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第65号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第65号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第65号 平成20年度亘理町国民健康保険特

別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,882万9,000円とする。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費について251万8,000円の減額補正については、国保担当の職員の育児休業による人件費の減額でございます。

2款保険給付費の1項2目退職被保険者等療養給付費、補正額が1,099万2,000円の減額、そして2項2目の退職被保険者等高額療養費1,099万2,000円の増額補正につきましては、今年度退職者の被保険者の高額療養費の見込額を従来の見込額で見込んだわけでございますが、今年度もう既に高額な方が出ているというふうな状況で、高額療養費の方の負担ができなくなったということで、今回追加補正して、科目を組み替える内容でございます。特に今回、退職者の中で最高額で1カ月当たり842万9,000円の方が1件と551万2,000円が次の方ということで、500万円を超える高額療養費が2件出ているということで、当初の予算で2,400万円しかなくて、月額当たり高額療養費約500万円ぐらいの経費を見込んだわけでございますが、こういうふうな突発的な方が出ておりますので、今回組み替えをさせていただくという歳出内容でございます。

戻りまして、歳入の方をご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額が251万8,000円の減額でございますが、これは歳出の方での一般管理費の経費、一般会計繰入金ということで、一般会計からは人件費の繰り入れがございましたので、人件費の減ということで今回減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、歳出の10ページですね、2款1項2目と2款2項2目ですね。退職被保険者の高額療養費が伸びたから増額補正するというのはわかりますけれども、それと同額をなぜ療養給付費からマイナスするんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 基本的には、療養給付費については、高額にならない、要するに1レセプト1カ月当たり30万円を超えないものについては、この2目の療養給付費の方から支払うわけでございます。当初の見込みではやはり療養給付費についてこのくらいの3億ほどの支出を見込んでいたわけでございますが、月当たりの平均でもこのくらいの予算の支出は今後も見込みがないんじゃないかというところで、やはり2,000万円以上の財源が残る、不用額が出るんじゃないかというところで、今回同じ科目の療養給付費の方から高額の方に組み替えをさせていただいたというところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） よくわからないんですけども、退職被保険者の高額療養費がふえた場合は、それを増額すればいいんですけども、それを補償するね、歳入の補償する財源がないから組み替えたわけですか。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現在、退職療養費の歳入財源については、支払基金の方から療養費交付金という形で来るわけでございます。この額についても年に4回の調整がございまして。現在3回目の調整額が入って、あともう1回が今年度の確定というふうな形になります。しかしながら、支払基金から来る療養交付金についての見込みについては、現在のところ歳入としてはなかなか見込みが難しいということで、十分歳出の中での組み替え可能ということで今回はこのような形をとらせていただきました。以上でございます。（「はい了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第66号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第66号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,161万7,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

歳出。1款1項1目一般管理費の743万3,000円の減額につきましては、職員の人事異動により、1名減になったための給料等の減額補正を行うものでございます。

2款1項1目公共下水道事業費につきましては、事業費の組み替えを行うものでございます。13節の委託料につきましては、入札の結果等により事業費が確定したことに伴い854万5,000円を減額補正するものでございます。15節工事請負費につきましては、各舗装復旧の中で復旧範囲の増加に伴い971万5,000円を増額補正するものでございます。それから22節の補償補填及び賠償金の200万円につきましては、下水道工事に伴う電力柱、電話柱、それから水道管の移設等の補償を見ておりましたけれども、工事が確定したことに伴いまして減額補正するものでございます。

第2款1項2目地震対策下水道事業費につきましては、老朽化した旭台地区の污水管を国の補助を利用いたしまして点検調査業務を行うために400万円を追加補正するものでございます。

では、13ページ、14ページになりますけれども、2款1項3目浸水対策下水道事業費につきましては、委託料の減額につきましては、当初汚水と雨水の両方で下水道事業の再評価を行うというふうなことで予定しておりましたけれども、県の指導等により汚水のみでよいというふうになりましたので、雨水分の再評価分を減額するものでございます。それから22節の補償補填及び賠償金につきましては、鹿島地区において雨水管線の改修工事のためにN T Tケーブルが支障になるというふうなことで、その施設補償費として1,581万9,000円を増額するものでございます。これにつきましては、道路管理者である県それから警察との協議の中で、矢板関係、それから交通誘導員の24時間体制等により増加するものでございます。

それから、3款1項1目元金の330万1,000円につきましては、19年度末と本年9月に実施しました繰上償還に伴うものの影響額でございます。借りかえに伴いまして10万円未満の端数が初年度に来るというふうなことで増額しております。

それから、3款1項2目利子の1,716万2,000円の減額補正につきましては、平成19年度と本年9月に実施いたしました繰上償還に伴う影響額と平成19年度の借

りかえ利率の低下によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

歳入。3款1項1目下水道事業国庫補助金の750万円につきましては、地震対策、それから浸水対策事業の事業増加によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金の2,143万4,000円の減額につきましては、一般管理費の人件費、それから借りかえに伴う利子軽減分を一般会計に戻し入れするものでございます。

7款1項1目下水道事業債の1,050万円の増額につきましては、事業費の増加に伴うものでございます。

それから、7款1項2目資本費平準化債の290万円の減額につきましては、公共下水道事業債の利子補完の減少に伴うものと、それから流域下水道事業債の19年度末に実施しました繰上償還に伴う影響額でございます。

それでは、最後に4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更についてご説明いたします。

起債の目的。公共下水道事業債に1,050万円を追加し限度額を1億9,950万円に、それから公共下水道資本費平準化債を50万円減額し限度額1億9,990万円に、流域下水道資本費平準化債を240万円減額し限度額2,360万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でご説明終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 13ページですね、3款国の補償金、名目上繰上償還で、旧公庫基金などの借りかえ、これによる要するに財源、どのくらい軽減されるんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 19年度末に行いました繰上償還に係る軽減分については、1,408万9,612円でございます。それから本年9月に実施いたしました繰上償還に係る軽減分については、102万3,167円でございます。以上でございます。（「了

解です」の声あり)

議長(岩佐信一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(岩佐信一君) 日程第8、議案第67号 平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤仁志君) それでは、議案第67号 平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成20年度亙理町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,616万9,000円とする。



今回の補正の主な内容でございますが、平成19年度に事業費確定に伴います精算と、来年度の平成21年度から介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費等の補正が主な内容でございます。

それでは、初めに歳出の方からご説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費393万8,000円の追加補正でございますが、人件費等については一般会計と同じく職員の人事異動に伴う減でございます。13節の委託料で今回472万5,000円の追加補正でございますが、これは21年度の制度改正対応のシステム改修委託料でございます。改正内容は3点でございます。保険料の今度は第4期計画ということが21年から始まりますので、これの保険料徴収の段階層の変更ということで、現段階は6段階を今度は7段階に階層が1段階追加されるということで、4段階層を二つに区分するというので、亘理町でもこの4段階層の所得の方が非常に多いことから、ここら辺が国の方でも階層を追加するというので、介護保険料の軽減を図るというふうな措置の修正が1点でございます。

2点目は、介護認定審査会での認定調査項目の見直しでございます。現在82項目を8項目減らしまして、74項目に調査認定項目が改正になるという内容でございます。そのほかにこの82項目に対して、7群に分かれておりましたのを5群に群分けを見直すということで少なくするという内容でございます。これが第2点目でございます。

第3点目は、介護報酬が3%現在引き上げるということで、それに伴うシステムの一部改修経費相当でこの補正額になっております。

次に、4款1項1目の介護予防事業費、これは地域支援事業費でございます。143万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、13節の委託料が142万6,000円減額でございます。これは訪問給食サービス支援事業宅配委託料ということで計上したものでございます。亘理町では食の自立を目指した事業ということでこの事業を展開していたわけでございますが、20年度、制度改正によりまして、亘理町の場合は、低栄養改善する方に対してのみが国の方の介護保険制度で認められている事業でございます。亘理町は一般会計の方で低栄養でなくても独居の方であれば対象にするというふうなことでございましたので、補助事業に

ならないことから、一般会計、今回組み替えをすることによって減額というふうになったわけでございます。

その次に、2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費については、職員の異動等に伴っての減でございます。

あと、6款3項、次のページに入りまして、1目の返還金766万円の増額補正でございますが、これは19年度の事業費確定に伴う県・国の支出金の返還金でございます。

それでは、歳入の方をご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款2項2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）35万9,000円の減額、そして3目の同じく地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ということで2万3,000円、これらについては事業費の減に伴う減額でございます。

次に、4款1項2目の地域支援事業交付金、これについては44万5,000円の減額でございますが、これについても先ほどの訪問給食サービスが一般会計の方に組み入れられましたので、それらに伴う減額でございます。

あと、5款の県支出金の中の4項1目地域支援事業交付金17万9,000円の減額、2目の地域支援事業交付金1万1,000円、これらについても事業費、人件費、これは人件費等の事業費等の減でございます。

あと、8款1項、次のページに入りまして、2目の地域支援事業繰入金18万円の減額、3目の地域支援事業繰入金1万1,000円、4目の事務費繰入金ということで、3目までは人件費等の減による減額でございます。4目については、今回、来年度からの介護保険制度の改正に伴うシステム改修の経費がまだ国の方の補助がどういうふうな形で交付されるか決定しておりませんので、今回一般会計から事務費のルールということで繰り入れをしていただくために増額補正するものでございます。

次に、2項1目の介護給付費準備基金繰入金732万2,000円の追加補正でございますが、これについては歳出の財源不足について基金を対応して調整するという内容でございます。

ちなみに今回、準備基金繰入金の残高は、今回の繰入額を差し引きますと、残

高については7,156万7,000円、最終的な残高は7,156万7,000円というふうになる状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 13ページですね、1款1項1目13節、一応説明ありましたけれども、介護保険そのものの認定は第一次判定、第二次判定、先ほど説明ありましたけれども、第一次判定はコンピューターによって判定すると、第二次判定は審査会の判定ということで、今回介護保険の介護認定システムの改変ということで、12月12日の政府の社会保障審議会介護給付費分科会で日本医師会の委員の方々が、要介護5と認定された人のうち2割が今度は新しいシステムだと要介護4になると、大きな問題だというふうになされていますけれども、今度のシステム改変で第一次判定が変わることによって、今までよりも介護度が低く認定される可能性があるというふうな内容でよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 最終的なシステムの構成状況は確認はさせていただいておりませんが、今の情報では議員さんがおっしゃるとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） このシステム改変の委託料には、きょう12月15日は第5回目の後期高齢者医療での保険料の年金からの天引きですけれども、来年の4月から介護保険料についても一定の条件はあるにしても口座振替を認めるというふうな方針がありますけれども、その口座振替に関するシステム改変には含まれていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の補正額には含まれておりません。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今と同じページで、介護予防事業費の委託料、訪問給食サービス

支援事業宅配委託料、減額の142万6,000円、これちょっと内容聞き取れなかったんですけども、介護保険の方の対象から独居さんの訪問給食サービスが外されたというようなことでこの委託から外れたので、これ減額するということですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の介護保険の方の特別会計で補助対象になっているのは、低栄養改善を要する方に対してのみ介護保険の特会で支出可能だったということが、今年度の途中で法が改正されたということで、本町ではこの対象者のほかに独居とですね、ひとり暮らしで、やはりヘルパーサービスだけでは、訪問ヘルパーだけでは対応できない方、最高でやっても週3日とかしかできませんので、残りのこれは週3回まで配食サービスができるということで、できるだけサービスが低下しないように、切れ目のないようにということで、町では特会で認められた以外の部分も認めているものですから、今回それが対象外ということで一般会計の補正予算で組み替えをさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今までサービスしてきたものが外れるということではなくて、一般会計でやるというような理解してよろしいですか。はいわかりました。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 平成20年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成20年度亘理町介

護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第68号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、議案第68号 平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成20年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,127万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,078万9,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費でございますけれども、4,604万4,000円の増額の補正でございます。その主なものでございますけれども、運営費でございますけれども、賃金750万円でございます。報償費15万円、需用費につきましては、消耗品費752万4,000円、光熱水費840万円、印刷製本費20万円でございます。合わせて1,612万4,000円でございます。この関係につきましては、歳入でご説明申し上げますけれども、利用人数等の増減等によりましての消耗品の増額、並びに燃料光熱費につきましては、当初で見込んでおった額よりも大幅に燃油の高騰等によりましての増額補正でございます。12役務費の関係でございますけれども、これにつきましては手数料でございますが、リネン費が主なものでございます。16原材料費でございますけれども、食材料費2,602万3,000円の増額で、酒類等材料費が417万9,000円の減額になってございまして、合わせて2,184万4,000円の増額というふうなことでございます。それから27公課費でござ

いますけれども、入湯税の減というふうなことで、先ほど来ご説明申し上げましたが、283万8,000円の減でございます。それから、3管理費の関係でございますけれども、修繕料といたしまして、5階浴場に手すりを設置するための費用といたしまして60万円というふうなことでございます。

続きまして、2款1項1目基金積立費でございますけれども、439万5,000円の増額でございます。

続きまして、3款1項2目利子でございますが、83万8,000円の増額でございます。これにつきましては、平成20年3月31日に借り入れました5,600万円の償還金の利子分というふうなことで83万8,000円の増額とさせていただきます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきます。

1款1項1目宿泊料でございますけれども、1,927万3,000円の増でございます。これにつきましては、宿泊人数の増によりますところの1,927万3,000円の増でございます。

2目入浴休憩料でございますけれども、3,204万9,000円の減でございます。これにつきましては、入浴者の日帰り入浴者の減によりますところの減額でございます。まして、3,204万9,000円の減でございます。

3目食事料でございますけれども、6,550万7,000円の増額でございます。これにつきましても、食事料の、当初予定しておりました食事料よりも増というふうなことで、そのようなことで6,550万7,000円の増額でございます。

4目飲料収入でございますけれども、590万7,000円でございます。これにつきましては、当初予定しておりました飲料収入よりも、基本といたしましては10月までの7カ月間の集計をいたしまして、それに基づきまして積算いたしますと597万円の減というふうなことになるわけでございます。

それから、5目使用料収入でございますけれども、106万円の減額でございます。これにつきましては、会議室の使用料の伸びでございますが、個室休憩室が宿泊の兼ね合いもございましてどうしても提供されないというふうな面がございまして、それらの関係で106万円の減というふうなことでございます。

続きまして、2款1項1目財産貸付収入でございますが、358万8,000円の増で

ございます。土地建物貸付収入でございますが、358万8,000円、ふれあい市場の方の売り上げがオープン以来順調に伸びてございます。その関係上、売上金額の3%を貸付料というふうなことでいただいておりますので、その分の伸びでもっての増額というふうなことでございます。

それから、5款2項1目雑入でございますけれども、198万8,000円の増でございます。これにつきましては、カラオケ、自動販売機の電気料、あと手数料ですか、あとローションの販売金額というふうなことでございまして、198万8,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず8ページですね、1款ですね。1款宿泊料、入浴休憩料、食事料、それぞれ人数の増減、何名ふえて何名減ったのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） まず、宿泊料の件でございますけれども、当初見込みよりも3,319人の増というふうなことで見込んでございます。

それから、入浴休憩料の人数でございますけれども、入浴、岩盤浴等を合わせますと3万7,409人ほど減になる予定、予定というか見込みでございます。

それから、食事料につきましては、当初よりも2,400名ほど人数的には減っておるようでございますが、単価的に伸びてございますので、当初計画よりも伸びてございますので、増額というふうなことで見込んでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 宿泊料と入浴休憩料、当初の見込みを述べてください。当初の見込みね。

もう1点、11ページ、1款1項1目7節ですけれども、賃金ですね、人数的にはどのくらいの増を見込んでいるのか、答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） まず初めに、11ページの賃金の750万円の増額に関してでございますが、当初、臨時職員等で35名の人数でもって予算を計上してございましたが、運営していく過程におきまして、どうしてもうまく運用できない部署等もございましたので、6名ですね、6名を増員させていただきまして現在まで運営してきたというふうなことでございますけれども、その分の増額というふうなことでございます。

それから、当初の宿泊の予定の人数というふうなことで報告させていただきたいと思います。宿泊につきましては、7,862人を見込んでございました。ただ、この内訳につきましては、大人、子供、あと素泊まり、あと1泊2食が原則でございますけれども1泊1食等ですね、そのようなこともございますので、総体的な人数では7,862名というふうなことで予定してございました。

また、入浴休憩料につきましては、当初18万2,590人ですか、というふうなことで予定してございました。それが10月までの移行数字等を見ますと、1日当たりの積算にしまして少なくなっておるというふうなことで減額でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 賃金のこと、臨時職員については時間外労働をしているんですか、していないんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 臨時職員につきましても、繁忙期につきましても時間外でお願いしておる部分もございます。なお、逆に時間的に、はっきり申しまして夜の宴会とか宿泊者が少ないような場合につきましては、早くあがっていただくというふうなことで、その辺につきましても日々の利用の状況等を勘案いたしまして運用しております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 11ページの報償費15万円計上されております。これの中身と、印刷製本費が20万円計上されております。9月の定例会でも57万8,000円ほど補正されておりますけれども、さらに3カ月の間に20万円プラスされております、その



理由。

あと、修繕料の手すり設置でございますけれども、60万円、これいつから工事始まって、いつ完了するのか。

あともう一つ、私一般質問等でお話ししてはいますけれども、作間所長初め3名の給料の措置がまだされておられません。一般会計から鳥の海温泉の特別会計へ人事配置と給料等の措置、町長の答弁ではこの件に関しては認めているというふうにお話ししてはいますが、実際具体的にその数字が出てきておられません。なぜ出ていないのか、その点お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） まず1点目の報償費の15万円の関係でございますけれども、予定しておりますのが正月三が日のイベントというふうなことで、はっきり申しましてお正月の何か記念品をやろうとか、そのようなことで今模索中でございます。

あとそれから、2月6日に1周年を迎えるわけでございます。その関係においてのイベントというふうなことで、例えば記念品等を配布するとか、そのようなことで考えてございまして、15万円ほどを今回計上いたしたいというふうなことでございます。

また、二つ目の印刷製本費の20万円の関係でございますけれども、今週からほっきめしというふうなことで提供するというふうなことでは今進めておるわけでございますけれども、そのかけ紙ですか、等の印刷というふうなことで20万円ほど今回お願いしておるわけでございます。

それから、修繕料の手すりの工事の関係でございますけれども、この関係につきましては、本日ご承認をいただければ、すぐ、あす休館日でございますので、ちょうど高压の受電の停電作業等も入っていますので、あす以降ですね、1日ないし2日なりで手すりの工事は完了いたしたいというふうなことで予定してございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 職員の人件費の件につきましては、私の方からお答えしたいと思います。

さきに町長も答弁したとおり、わたり温泉鳥の海のいわゆる性格は、観光拠点のみならず、いわゆる町民の福祉というふうな観点もあるわけでございます。その点をまずご理解いただきたいと思います。

それから、まず一つは経営の安定ということも第一に大事になってこようかと思えます。そういった観点から、初年度でもありますから、職員を派遣したというふうな面もあるわけですけれども、平成21年度の予算については現在作業が始まっているわけでございますけれども、少なくとも所長につきましては鳥の海の特別会計の中でひとつ人件費を支出していくという方法で現在作業を進めているところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 一般会計から出ている給与の人数3名なんですね。今の話だと所長1名のみということですが、本来であれば3名全員するべきじゃないんですか。

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 議員さんのおっしゃることはもっともだと思いますが、今申し上げましたように、一つはまだ発足して間もないと、まず経営を軌道に乗せるということが第一に大事になってくるわけでございますから、今の議員さんのご指摘のことも実は勘案した中で今後とも検討してまいりたいと、このように思います。以上です。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 本来であれば企業会計というのは、確実な経費と確実な収入をもって、どのくらいの利益があったというふうなのを町民に示すための数字を出すためのものなんですね。それに対して経費の仕立て物の部分はそのバランスシートに入っていないというのは町民にはもう説明できないというふうな部分なので、ぜひ来年度、21年度に3人とも給料措置、予算措置をしていただけませんか。

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 今申しましたとおり始まってまだ1年経過していないわけでございます。来年21年度は2年目ということになります。それらも当然勘案した中で

作業を進めてまいりたいと思いますけれども、冒頭申し上げたとおり、単に町としては利益だけ追求する場ではございませんですから、その辺もご勘案いただきたいと思います。作業としては今後の経営をじっくり、今までの経過を見た中で、数字的に把握した中で十分対応していきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 8ページの入浴休憩料なんですけれども、これこのとおりいきますと3,200万円の減ということなんですけれども、これこのままだとやっぱりここところが当初の見込みよりもかなり落ち込みが激しいということで、何か今後の対策みたいなことを考えられているのか。私個人としては入浴料が昼の間800円と、2回まで入れて、その辺がちょっと使い勝手悪いかなど。最小単位、例えば1回500円というのを基準にして、そこから2回のコースも3回のコースもあればいいと思うんですけれども、その辺どうお考えなのか、よろしくお願いします。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 総支配人の立場で申し上げさせていただきます。一番、大分これ営業の基本になるところですので。

実はざっと言いますと約1日当初より100人ぐらい少ないのかなというのが私の数字のつかみ方でございます。逆に言いますと、あと100人プラス目標ということになりますと、非常に経営面でも相当安定してまいります。特にふろは400人入っても500人入っても原価は同じでございます。一つ考えられることは、受付における、あるいは接客の問題もあるのかなというのも実は考えております。値段もあろうかと思えます。それらを十分検討を現在しております。

ただ、いいことは、ほとんど10人中10人のお客さんに泉質についてはお褒めの言葉をいただいています。ですから、お褒めの言葉をいただいているんだけれども客数が伸びないということは、やはり我々営業の面に問題があるというふうな理解をしております。今議員さんご指摘のとおり、値段を含めた中で、あるいは接客を含めた中で、さらにはPRの仕方ですね、この点を今後十分に力を入れていきたいとおっしゃるとおりこの入浴客がふえることによって経営は安定するというふうに我々も判断しております。以上であります。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 来年度の予算あたりに期待したいと思うんですけども、やっぱりその使い勝手というものを、やっぱり町民の声というのを、2回でっていうのはほかではあんまり聞かない話で、1回入浴して500円とかっていうのが基本だと思うんですね。それがなくていきなり2回からというのは、町民にとってやっぱり800円っていう金額が高いっていう声を私はたくさんよく聞きます。

それと、先ほど前の一般会計の補正でもお話ししたんですけども、その宴会のときに券を渡されると。もう酒に酔っぱらって、酔っぱらった人におふろ入らせるのは、これは危険なことなんでよくないと。その辺も翌日まで、または1週間有効だと、例えば1枚の券で一人で入りに来るんでなくて奥さんと入りに来たたり孫を連れてきたり、その間にふれあい市場で買ったりって、そういうことも考慮されて、町民が使いやすいわたり温泉であってほしいということを一言お願いしておきます。答弁は結構です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時11分 休憩

午後0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第69号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算  
(第3号)

議長(岩佐信一君) 日程第10、議案第69号 平成20年度亶理町水道事業会計補正予算  
(第3号)の件を議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(清野博文君) それでは、議案第69号 平成20年度亶理町水道事業会計補  
正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条、平成20年度亶理町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項営業外収益、既決予定額4,234万8,000円に377万5,000円を追加し、4,612万3,000円とするものでございます。

支出。第1款1項営業費用、既決予定額7億4,248万2,000円に40万9,000円を追加し、7億4,289万1,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入。1款2項6目雑収益の377万5,000円の追加補正ですけれども、これにつきましては、4月30日に発生いたしました仙南仙塩広域水道漏水事故による5月8日から10日までの3日間の断水に伴います応援給水に係る費用と、それから愛宕配水池のオーバーフローに伴うのり面工事の県負担分でございます。

収益的支出。1款1項4目総係費の40万9,000円の追加補正につきましては、職員の人事異動に伴います給与、手当、法定福利費の追加補正でございます。

以上で説明終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 収益的収入ですね、1款2項6目ですね。この県の負担割合は何

分の何ですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 応援給水費用の負担分につきましては、応援給水の2分の1でございます。それから、愛宕配水池のオーバーフローの事故ののり面工事につきましては4分の1でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 町としてはどういう主張をされたんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回の漏水事故につきましては、仙南仙塩の広域水道であるというふうなことと応援給水に多額の費用がかかることから、県に対しましては関係市町村、名取、山元、亘理と協議しながら応援給水の全額を出していただくように県の方に要望しております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 全額負担してほしいと、負担すべきだという主張をしたにもかかわらず、県はなぜ2分の1なんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） この仙南仙塩広域水道につきましては、議員さんもお存じのように県とそれから17市町村の受水団体で構成されております。今現在、仙南仙塩の広域水道の応援協定があるわけですけれども、その協定には原則有償というふうなことになっておりまして、明確な取り決めがありませんでしたので、関係する団体ですね、17市町村と県の方で仙南あるいは仙塩で別々に会議を開き、各市町村の意見を聞いた結果として、受水市町の互助という観点から2分の1を補助するというふうになった経緯がございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 委託契約の締結について（平成20年度中央第3-1号雨水幹線電気通信線路設備移転工事）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第70号 委託契約の締結についての件を議題いたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第70号 委託契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 といたしまして、工事委託名、平成20年度中央第3-1号雨水幹線電気通信線路設備移転工事。

2 として、委託金額、6,553万7,429円。

三つ目として、契約の相手方、仙台市若林区五橋三丁目2番1号、東日本電信電話株式会社。

4 ページの方に工事の概要がございます。ご説明申し上げます。

工事の概要。管路移転工、延長にして77メートルでございます。仮設工として、鋼矢板3型、延長にして6.5メートルが一式でございます。管路新設工、75ミリが19本、延長にして77メートルというものでございます。マンホール設置工、3,200の1,400タイプ、1カ所でございます。

工期につきましては、平成20年12月16日から平成21年3月25日まででございます。

裏面に工事の箇所の図面を添付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、契約の種類ですね。契約には一般競争、指名競争、随意とあるんですけれども、契約の種類、今回はどういう契約なんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 今回の契約につきましては、随意契約でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 随意契約だということですが、何人から見積書を徴収したんですか。もし一人だけから見積書を徴収した場合、どういう理由で一人から徴収するというふうになるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 今回の随意契約につきましては1名から見積書を徴収しております。これにつきましては、財務規則第140条の関係でございますけれども、理由につきましては、その取扱業者が1社のみでございますので、それを理由に1社からの見積もり徴収とさせていただきます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1社から見積もり徴収した理由ですね、どういう理由で1社から見積もり徴収した状況があるはずですが、それを述べていただきたいということと、予定価格は幾らでした。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 財務規則上の関係でございますけれども、1社からの見積もりということで、地域的な特殊事情によりその取扱業者がほかにないというふうな理由でございます。

あと、予定価格につきましては、見積もり1社でございますので、予定価格は



策定しておりません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） これ、既に工事はこの区間は片側通行みたいになっているんですけども、これは当初予算で計上された工事という考えでよろしいですか。

それで、この議案第70号の工事が終わった後、またその当初予算の工事が復活するみたいな感じになるのでしょうか。どういう……。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回の工事につきましては、NTT東日本との契約になります。それと別個にNTTコミュニケーションという会社がありまして、そこ持っている管が二つに分かれているために別々の契約になっていますので、NTTコミュニケーションとは契約がもう済んでおりまして、それについて工事をしているというふうなことでございます。NTT東日本につきましては、今回の議決後に契約し、工事を進めていくというふうな形になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） そうしますと、3月25日以降は片側通行はなくなって両面通行できるようになるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 土木工事につきましては3月25日までですので道路の方は通行できるようになりますけれども、ケーブルの移設が21年度でありますので、その辺については、そのマンホール付近では一時的に通行どめになる可能性があると思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 委託契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 委託契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 公の施設における指定管理者の指定について  
（亙理町デイサービスセンターおおくま荘）  
から

日程第15 議案第74号 公の施設における指定管理者の指定について  
（亙理町ゆうゆう作業所）まで

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第71号 公の施設における指定管理者の指定についてから、日程第15、議案第74号 公の施設における指定管理者の指定についてまでの、以上4件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） なお、当局から指定管理者選定委員会の経緯についての補足説明の申し出がありました。これを許します。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、審議に入る前に、私の方から指定管理者の選定委員会の審議状況といいますか状況等について、全体的なご説明を申し上げたいというふうに思います。

この案件につきましては、前回18、19、20ということ指定管理をさせていただきました。今回新たに21年度から3年間というふうなことを計画いたしまして本議案にかけるわけでございますけれども、この今まで指定管理を受けていた団体、日就会、それから社会福祉協議会、宮城県漁協、浜吉田西区、下郡区、シルバー人材センターとも、今までの経緯につきましては何の問題もなく両方に管理していただいたというふうな実績がございます。

今回の委員につきましては、合計で9名の方の委員をお願いしております。この指定管理者の選定に当たっては、原則公募というふうなことで、前回の18年度のときには公募の方法をとらなかったわけですが、今回は原則公募とい

うふうなスタンスで始まっております。その中で公募あるいは非公募というふうなことに分かれております。それらの理由について申し上げたいというふうに思っています。

まず、デイサービスセンターおおくま荘については公募で実施しております。

それから、デイサービスセンター鳥の海荘につきましては非公募ということで実施しております。この非公募の理由につきましては、実を申しますと、この鳥の海荘、日就会の方に指定管理をお願いしているわけですが、鳥の海荘の実際のデイサービスセンターの建物が非常に老朽化しているというふうなこともございまして、日就会の方では民設民営でデイサービスセンターを今後もやりたいんだというふうな計画があるようでございます。そのことを考えてみますと、ここで公募によりまして管理者がかわってしまいますと、かわった管理者が1年ないし2年でやめさせられる可能性もございまして、ここは前回同様、非公募で日就会をお願いしたいというふうなことでご了解をいただいたところでございます。

それから、ほのぼの園とゆうゆう作業所につきましては、これらにつきましても非公募で実施しております。この理由につきましては、委託時代からそうでございますけれども、亘理町の社会福祉協議会の方に委託しておりましたし、この両施設とも障害を持った方たちの通所施設ということで、非常に職員、社会福祉協議会職員あるいは関係者等の非常になじんでおるというふうなこともございます。これを一挙にかえるというのは非常に通所あるいは処遇するのに当たって支障を来すのではないかとというふうな考慮から、非公募にさせていただきました。

それから、荒浜漁港フィッシャリーナでございますけれども、これは宮城県の漁業協同組合の方ということで非公募にさせていただきました。理由につきましては、荒浜漁港全体の管理者は、宮城県の方から宮城県漁業協同組合ということに全面的な管理を委託されております。そう考えますと、あの水域全体を考慮しますと、安全・安心の面から、宮城県漁業協同組合亘理支所ですけれども、そこに非公募で指定管理するのが望ましいということで非公募にさせていただきました。

残る逢隈駅東自転車等駐車場、浜吉田駅西自転車等駐車場、それから亘理駅西

自転車等駐車場、亶理駅東自転車等駐車場、それから亶理駅東の駐車場、この5件につきましては公募ということで実施しております。

なお、公募をいたしましたけれども、結果的には前回管理を受けている団体のみ申し込みがあったということでございます。

以上、選定関係の状況を前もってお知らせしておきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これで補足説明が終わりました。

次に、議案第71号から議案第74号までの4件について、当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第71号からご説明を申し上げます。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称、亶理町デイサービスセンターおおくま荘。所在は、逢隈田沢でございます。

2、指定管理者となる団体、亶理町吉田字宮前5番地10、社会福祉法人日就会。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

次に、7ページをお開きいただきます。

議案第72号 公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称、亶理町デイサービスセンター鳥の海荘。所在地は荒浜字築港通でございます。

2、指定管理者となる団体、亶理町吉田字宮前5番地10、社会福祉法人日就会。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

次に、8ページの議案第73号についてご説明いたします。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称、亙理町ほのぼの園。所在地は逢隈鹿島字吹田でございます。

2、指定管理者となる団体、亙理町字旧館60番地7、社会福祉法人亙理町社会福祉協議会。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

次のページ、9ページをお開きいただきます。

議案第74号 公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称、亙理町ゆうゆう作業所。所在地は亙理町字中町1番地内でございます。

2、指定管理者となる団体、亙理町吉田字旧館60番地7、社会福祉法人亙理町社会福祉協議会。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第71号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採

決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第16 議案第75号 公の施設における指定管理者の指定について  
(亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ)

議長（岩佐信一君） 日程第16、議案第75号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称、亶理町荒浜漁港フィッシャリーナ。

2、指定管理者となる団体、宮城県石巻市開成1番27、宮城県漁業協同組合。

3、指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第76号 公の施設における指定管理者の指定について  
(逢隈駅東自転車等駐車場) から

日程第21 議案第80号 公の施設における指定管理者の指定について  
(亶理駅東駐車場) まで

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第76号 公の施設における指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第80号 公の施設における指定管理者の指定についてまでの、以上5件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第76号から議案第80号までの5件について、当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第76号から議案第80号まで一括してご説明申し上げます。



初めに、議案第76号からご説明申し上げます。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、逢隈駅東自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亶理町逢隈字郡11番地1、下郡区。

指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間となります。

続きまして、議案第77号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、浜吉田駅西自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亶理町吉田字大谷地72番地639、浜吉田西区。

指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第78号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亶理駅西自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22、社団法人亶理町シルバー人材センター。

指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年でございます。

続きまして、議案第79号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亶理駅東自転車等駐車場。

指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22、社団法人亶理町シルバー人材センター。

指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年でございます。

続きまして、議案第80号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、亘理駅東駐車場。

指定管理者となる団体、亘理町字旧館61番地22、社団法人亘理町シルバー人材センター。

指定の期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第76号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） この指定管理者の指定に当たって、公募、非公募、公募でも実際には1社しかなかったという話なんですけど、委託料の料金についてのどういう議論がされたのか伺います。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 応募に当たりましては、委託料の額も当然記入していただいております。その中で今回それぞれ委託料の額載ってきたわけなんですけど、19年度の決算とほぼ同じというような内容になってございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 指定管理者制度に移行する段階で、少しでもいわゆる町の持ち出し分を少なくするというような大きなねらいがあったんですけども、その成果というものは今回はあるんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） この指定管理者が平成18年から始まったわけなんですけれど

ども、それで以前は委託というようなことでお願いしていたわけなんです。そのときの委託していた下郡区なり、あと浜吉田西区、それからシルバー人材センターですね、ずっと指定管理者になっても同じような状態で管理していただいているというようなことで、どのぐらい経費が節減されたかというのは、ちょっとなかなか判断するのは難しいのかなと思っております。

ただ、民間の会社と違いまして、非営利団体というようなことでの委託場所になっておりますので、民間と比べればかなり安くなっているのではないかと思っております。以上です。（「了解」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号、公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 公の施設における指

定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 公の施設における指定管理者の指定についての件について  
質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採  
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 公の施設における指  
定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

## 日程第22 報告第6号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び 和解）

議長（岩佐信一君） 次に、日程第22、報告第6号 専決処分の報告についての件を議  
題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、報告第6号についてご説明いたします。

今回の件につきましては、逢隈中学校で発生いたしました事故における関係者  
との和解について専決処分したものでございます。

専決処分の報告について。平成20年11月7日。

損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、  
同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。平成20年10月7日に逢隈中学校で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の規定第2項の規定により専決処分する。

それでは、18ページ、その内容を申し上げます。

和解及び損害賠償の額について。

平成20年10月7日に逢隈中学校で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し、和解する。

記。一つ、和解の相手方、亙理町逢隈中泉字大原35番地の3、秀城 健。

二つ目、和解の内容、(1)亙理町は、本件事故に関し、補修費として上記相手方に対し、金11万3,265円を支払うものとする。

(2)相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上で報告といたします。

議長（岩佐信一君） 以上で専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

### 日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会、常磐自動車道建設促進特別委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、

閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成20年12月第12回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時48分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 熊澤 勇

署名議員 鞠子 幸則